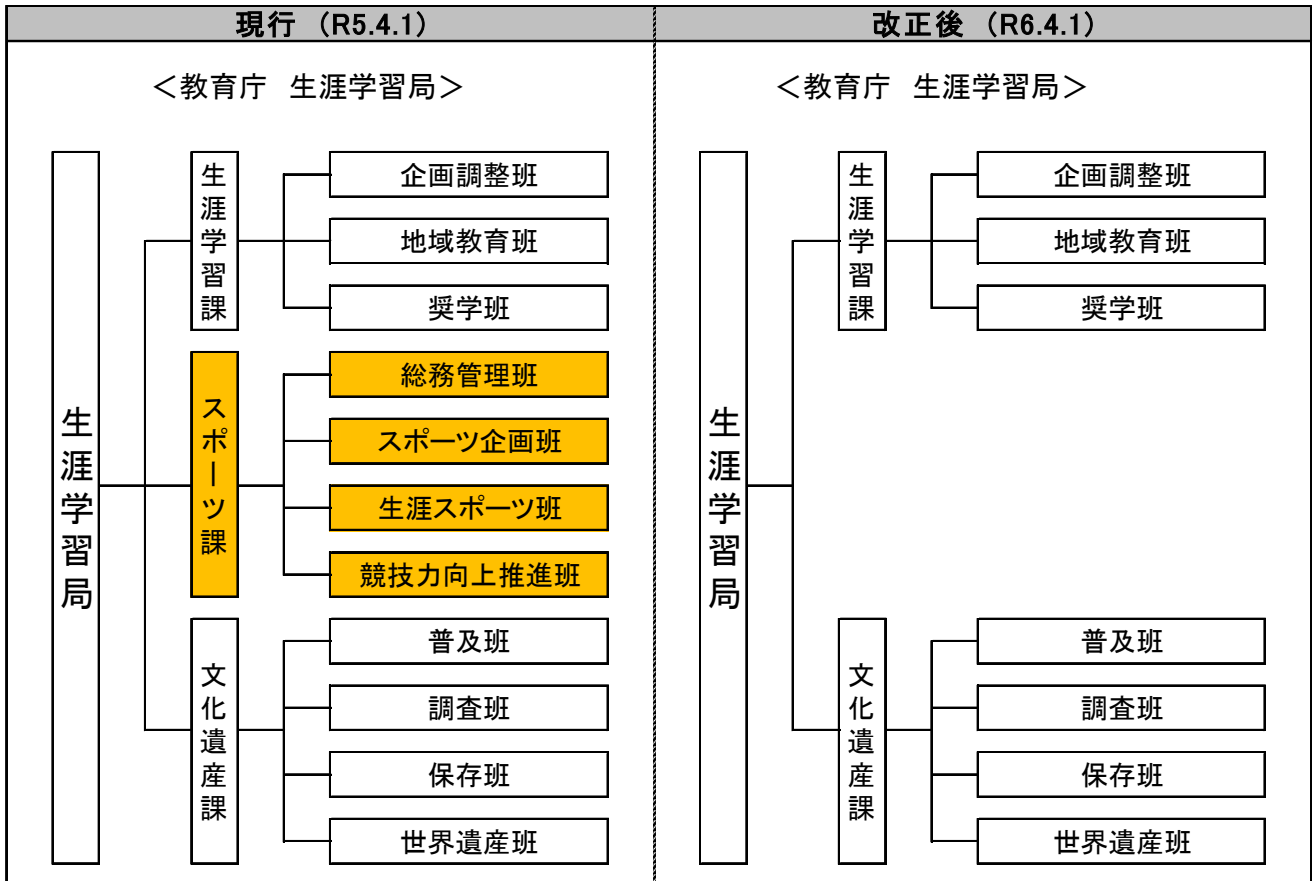


令和6年度教育庁組織改正について

このことについて、下記のとおり改正しますのでお知らせします。

記

- ・スポーツ行政（学校体育を除く）を知事部局に移管することで、県庁全体で連携した取組が可能になり、さらなるスポーツ振興を図るとともに、健康増進、観光、文化・芸術施策との相乗効果により地域活性化を推進
- ・生涯学習局からスポーツ課を削除
- ・学校体育については、引き続き教育委員会にて所掌するため、教育支援課に学校体育班を新設
- ・義務教育課が所管する事業の内容見直し及び整理に伴い、班名を変更



現行 (R5.4.1)

改正後 (R6.4.1)

<教育庁 学校教育局>

<教育庁 学校教育局>

